

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 人間文化研究機構 国文学研究資料館)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	インフォコム(株) 東京都千代田区神田 駿河台3-11	人文研究資源共有化シス テム 分散型システム構 築 一式	人間文化研究機構(国文学研究資料館) 機構長 石井 米雄 東京都品川区豊町1-16-10	平成18年10月20日	13,416,585	企画競争 ・公募	企画競争をおこなった結果、イン フォコム(株)が選定されたた め。(人間文化研究機構契約事 務取扱規則第26条第1項第十四 号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
2	NECフィールディ ング(株) 東京都港区三田1-4- 28 オリックス・レン テック(株) 東京都品川区北品川 5-7-21	研究事業用電子計算機シ ステム 一式	人間文化研究機構(国文学研究資料館) 機構長 石井 米雄 東京都品川区豊町1-16-10	平成18年11月1日	23,133,600	随意 契約	再度の入札をしても落札者がな いため。(人間文化研究機構契 約事務取扱規則第26条第二号)	見直の余地あり	競争入札に移行 (21年度から)	—	単価契約 月額：642,600円
3	服部光一郎 東京都渋谷区広尾4- 1-13-902	源氏物語画帖 1帖	人間文化研究機構(国文学研究資料館) 機構長 石井 米雄 東京都品川区豊町1-16-10	平成19年3月5日	20,000,000	随意 契約	対象美術品の所有者が1に限られ るため。(人間文化研究機構政 府調達事務取扱規則第11条第 二号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
4	(名)一誠堂書店 東京都千代田区神田 神保町1-7	源氏物語歌合絵巻 1巻	人間文化研究機構(国文学研究資料館) 機構長 石井 米雄 東京都品川区豊町1-16-10	平成19年3月19日	8,200,000	随意 契約	対象美術品の所有者が1に限られ るため。(人間文化研究機構契 約事務取扱規則第26条第1項第 十四号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
5	(株)ワンビシア ー カイクズ 東京都港区虎ノ門4- 1-28	保存用マイクロファイ ルム委託保管	人間文化研究機構(国文学研究資料館) 機構長 石井 米雄 東京都品川区豊町1-16-10	平成19年3月29日	15,844,878	随意 契約	現在同社に保管されている資料 を引き続き保管させることが経 済的であり、また、検索、閲 覧、集配等を効率的に行える体 制を維持する必要があるため。 (人間文化研究機構契約事務取 扱規則第26条第1項第六号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	単価契約 月額：1,050円/ ケース 他
6	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECリース(株) 東京都港区芝5-29- 11	事務用電子計算機シス テム 一式	人間文化研究機構(国文学研究資料館) 機構長 石井 米雄 東京都品川区豊町1-16-10	平成19年3月30日	7,946,400	随意 契約	契約期間を変更したため。(人 間文化研究機構契約事務取扱規 則第26条第1項第十四号)	見直の余地あり	競争入札に移行 (19年度から)	—	単価契約 月額：722,400円
合計					88,541,463						

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随附限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「(独)等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、(独)等とは、(独)通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する(独)又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信業務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守業務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- (注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたもののについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」